

【論点④】託送約款の料金算定規則・変更命令基準

経過措置料金の精算におけるシステム対応費用等について

- 平成28年4月の小売全面自由化に際しては、「規制なき独占」に陥ることを防ぐため、みなし小売電気事業者に対して、その指定旧供給区域の低圧（沖縄エリアにおいては高圧も対象）需要家に対して経過措置料金を設けているところ。
- 一方で、配電事業エリアの託送料金は、配電事業者によるレジリエンス向上や効率的運用などの創意工夫に基づき、需要家への説明等を前提に、独自の託送料金メニューを設定することができることとされている。
- この際、みなし小売電気事業者の指定旧供給区域において、配電事業者が参入し、独自の託送料金メニューを設定する場合、当該指定旧供給区域において、複数の託送料金メニューが運用されることとなり、みなし小売電気事業者にシステム改修や需要家への説明等のコストが発生する。
- 当該コストは、制度対応に必要な費用であり、指定旧供給区域内のどの地域の需要家も配電事業ライセンス導入による受益者となり得ることを踏まえると、当該システム改修費用等については、みなし小売電気事業者が供給義務を負うエリア全体で負担する（経過措置料金の原価に算入する）ことを認めることとしてはどうか（注）。

（注）「システム対応」に係る「値上げ」は、「認可申請」の対象となる。

経過措置料金の算定に当たる課題

- また、昨年の電気事業法改正により、みなし小売電気事業者は、経過措置料金の原価である一般送配電事業者や配電事業者の託送料金に変更となった場合は、認可ではなく届出によりその変更を経過措置料金に反映することができることとされた。
- この際、下記の点を踏まえれば、配電事業者の託送料金の変更（値上げ、値下げ）については、原則として、当該配電事業エリアの経過措置料金に反映することが適当ではないか。
 - 経過措置料金は総括原価方式を採用しており、一般送配電事業者エリア又は配電事業者エリアの原価が適切に反映されているべき（配電事業者が託送料金を一般送配電事業者と比べて高く設定した際に、当該配電事業エリアに限らず、指定旧供給区域全体で一律に反映することは受益者負担の考え方に合わず適当ではない）
 - 経過措置料金に託送料金の値上げが反映されなかった場合は、当該エリアの他の小売事業者が競争上不利に、託送料金の値下げが反映されなかった場合は、当該エリアの需要家の不利益になる。
- 他方、特に制度開始当初においては、配電事業への参入事業者数や規模等の見通しが立ちにくく、多額のシステム改修を行い（注）、便益を上回る費用が需要家に転嫁されることにより、かえって需要家の不利益になることが考えられる。
- このような観点から、合理性が認められる場合には、配電事業エリアの託送料金によらず周辺的一般送配電事業エリアの託送料金を基にした経過措置料金を設定することを認めることとしてはどうか。

（注）みなし小売電気事業者が、料金徴収を合理的に実施するために、料金の代理徴収等の業務を配電事業者に委託することは可能。
ただし、配電事業者はみなし小売電気事業者からの委託を引き受ける場合は、他の小売電気事業者からの委託も拒むことはできない。

託送供給等約款の内容について

- 配電事業者の「託送供給等約款」は届出制であり、たとえ一般送配電事業者の「託送供給等約款」と内容が異なっても、**配電事業者の「託送供給等約款」の変更命令基準に抵触しなければ、届け出た「託送供給等約款」に基づき事業を実施することが可能**。例えば、定額・従量の区分や割引措置、検針できなかった場合の使用量の推定方法等を柔軟に設定することが考えられる。
- 一方で、電流制限器（ブレーカー）等の取り付けや検針方法等、**保安や安定供給の確保、「特定小売供給約款」との整合**等の観点から、配電事業者が独自の設定をすることで**問題を生じないことを確認**することは重要。こうした観点も踏まえ、配電事業者が一般送配電事業者の「託送供給等約款」と異なる内容とする場合、**「託送供給等約款」の変更命令基準に抵触しないことを確認**することとしてはどうか。

※合理的な変更理由でない場合、国は「託送供給等約款」の変更命令を実施することも考えられる。

論点④：託送約款の料金算定規則・変更命令基準

(参考) 託送料金に係る規制のあり方

	メリット	デメリット
<p><規制方式③> 値上げ:認可 値下げ:認可 事後評価:なし(ただし、原価算定期間毎(例えば3年毎)に洗い替え)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○現行方式に比べ料金の透明性が向上 ○値上げ・値下げとも行政等による厳格な審査、査定が可能 ○事業者の意思にかかわらず、3年毎に適正な料金設定がなされる 	<ul style="list-style-type: none"> ○内部留保等への原資の配分の自由度が事業者に認められないため、事業者の効率化インセンティブが働かないおそれあり ○値下げを行う場合でも機動的な対応は困難 ○値上げ・値下げとも現行方式に比べ行政コスト・事業者負担が増大(3年毎に見直し)
<p><規制方式④> 値上げ:認可 値下げ:変更命令付き届出 事後評価:なし(ただし、原価算定期間毎(例えば3年毎)に洗い替え)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○現行方式に比べ料金の透明性が向上 ○値上げは行政等による厳格な審査、査定が可能 ○値下げは内部留保等への原資の配分への自由度が認められるため、事業者の効率化インセンティブが働く(他方、いずれにしても3年に1回の洗い替えが求められるため、自ら効率化するインセンティブは限定的) ○値下げは機動的な対応が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○値下げは行政等による厳格な審査等が及ばないため、値下げ幅が縮小される可能性あり(ただし、事後評価を行うことにより一定の軽減あり) ○値上げ・値下げとも現行方式に比べ行政コスト・事業者負担が増大(3年毎に見直し) ○送配電事業者は純粋な独占事業者であり、競争部門を有しないため、値下げにおいて内部留保等への原資の配分の自由度を事業者に与える必要性が乏しいとの指摘あり

→ 託送料金設定の適正性・透明性を確保する観点から、料金値上げについて厳格な査定を行うとともに、事業者に効率化インセンティブを付与するため、**「値上げについては認可制、値下げについては変更命令付き届出制」を採用することが適切ではないか。**また、事後評価としては、現行のストック管理方式(参考1)にこだわらず、**より厳格な事後評価を実施することが適切ではないか。**(具体的な内容については引き続き検討)

→ **低圧託送料金の設定に当たっては、**現行の小売料金(供給約款料金)の継続性の観点から、託送料金の基本料金による固定費回収は、電灯、低圧電力、定額制などの区分毎に、**現行の小売料金(供給約款料金)と整合的なものとする必要がある**ではないか。なお、料金規制の経過措置期間終了後には、現行の小売料金(供給約款料金)にかかわらず、基本料金設定の在り方を見直すことも検討すべきではないか。

(参考) 小売電気事業者による供給停止

小売電気事業者による供給停止(事務局案)

38

○小売自由化によって、新たに参入した多様な小売電気事業者が需要家への小売供給を行うことが想定されるが、他方で、ライフラインである電気の供給に係る需要家保護のレベルが自由化前に比べて劣ることがあってはならない。この点、従来、供給停止を担っていた旧一般電気事業者が引き続き供給停止を行うこととすれば、現行の需要家保護措置の確実な確保により需要家保護レベルを維持することが可能であることから、原則として、不払い等を理由とする供給者側からの供給停止は、特定小売供給約款による供給義務を負う旧一般電気事業者の小売部門並びに最終保障供給約款及び離島供給約款による供給義務を負う一般送配電事業者にのみ(※)、従来と同程度の需要家保護措置をとることを前提に認めることとしてはどうか。

※なお、旧一般電気事業者の小売部門の自由料金メニューについては供給義務を負わないため、他の小売電気事業者とのイコールフットイングにも鑑み、供給停止を認めないこととするが、自由化前に契約済みの選択約款については、供給義務を前提として設定された供給条件であることから、旧一般電気事業者の小売部門に供給停止を認めることとする。

※高圧以上においても需要家保護の必要性に相違はなく、同様に考えられる(現在、高圧以上の自由化部門では、料金未収の場合等、需要家の同意がない特定規模電気事業者による供給停止は、託送供給約款に規定されていない)。

○この場合、小売電気事業者は、需要家との供給契約を解除することにより、未収料金の増大を防ぐこととなる。

○こうした制度をとる場合、以下のような懸念が生ずることが考えられるが、それぞれ以下のように整理できるのではないか。

懸念①

小売電気事業者の債権回収手段が制限され、需要家による踏み倒しの増加や、小売電気事業者を渡り歩くような悪質な需要家が生ずるおそれがあるのではないか。

→契約解除によって未収料金の拡大を防ぐことが可能であり、電気の安定供給を犠牲にした債権回収手段まで認める必要はないのではないか。また、現在、携帯電話業界等で行われているように、小売電気事業者間で悪質な需要家の情報を共有すること等によって対応できるのではないか。

懸念②

小売電気事業者による契約解除が増加し、特定小売供給約款や最終保障供給約款による供給を受ける需要家が著しく増加してしまうのではないか。

→小売電気事業者に対し、解除を行う場合には解除の一定期間前の通知・督促を求めるなど、小売契約の解除に一定の制約を課す(ガイドライン等を想定)こととしてはどうか。

懸念③

小売契約が解除され無契約状態となった場合には、電気の供給を受ける根拠を失うため、電気の供給が停止され、結局、ライフラインの確保が図られない事態が生じるのではないか。

→小売電気事業者により契約が解除された場合であっても、特定小売供給約款又は最終保障供給約款への速やかな移行や一般送配電事業者による電気の供給停止の制限などの制度的措置により、電気の物理的な供給が直ちに停止することがないように措置することとしてはどうか。(詳細は今後検討)

(参考) 特定小売供給約款 (経過措置約款) の料金算定方法等について

論点2:経過措置約款を見直した場合に低圧託送約款の見直しも求めるべきか。また、低圧託送約款を見直した場合に経過措置約款の見直しも求めるべきか。【再掲】

(1)小売電気事業と一般送配電事業を兼業している場合(一貫体制の場合)

- 経過措置約款と低圧託送約款は同一の事業者の同一の原価を用いて算定されていることから、いずれかの約款を改定するために原価を見直した場合、当然にもう一方の約款にも影響が生ずることとなる。
- このため、一貫体制の事業者が一方の約款の改定(値上げ又は値下げ)を行う場合には、これまでと同様、もう一方の約款も同時に改定することを基本とすることが適当ではないか。

(2)小売電気事業と一般送配電事業を兼業していない場合(別会社の場合)

- 小売電気事業者が、新方式による経過措置約款の見直し(認可申請又は値下げ届出)を行う場合には、新方式による料金算定を行うため、別会社である一般送配電事業者の低圧託送約款の原価に影響しないことから、当該約款の見直しは求めないことが適当ではないか。(参考3)
- 一般送配電事業者が、低圧託送約款の見直し(値上げ又は値下げ)を行う場合には、新方式による料金算定を行うため、別会社である小売電気事業者の経過措置約款の原価に影響することから、以下の整理を基本とすることとしてはどうか。(参考4)
※2023年4月以降、①については、「変更届出」が認められることとなっている。
 - ①低圧託送約款の値上げが行われた場合には、小売電気事業者の判断により、新方式による経過措置約款の認可申請を行うことを可能とすることとしてはどうか。
 - ②低圧託送約款の値下げが行われた場合には、小売電気事業者に対し、新方式による経過措置約款の見直し(値下げ届出)の検討を求めることとしてはどうか。(具体的には、現行の経過措置約款の料金水準維持の妥当性に関して小売電気事業者に対し説明を求め、行政において説明の合理性を確認する。当該説明に合理性が認められないと判断した場合には、小売電気事業者に対し経過措置約款の値下げを要請し、自主的な値下げ届出がなされない場合には、変更認可申請命令を発動する。)

2. 電力システムの分散化と電源投資 (1) 配電事業制度 配電事業制度の詳細制度設計に係る主な論点

- 今後、主に以下のような論点について詳細設計を行っていく必要があると考えられる。
- 今後の検討に当たり、下記の論点に加えて更に検討を行うべき論点や、検討に当たって留意すべき事項があるか。

【全体】

論点①：事前準備時、事業実施中、撤退時における、申請、許可等の業務フローの基本的考え方
(電力・ガス取引監視等委員会、消費者庁の関与を含む。)

論点②：配電事業等の分散型グリッドの導入により期待される効果と、その導入促進のための事業環境整備の在り方

【各論】

事前準備時

事業実施中

撤退時

国

論点③：参入許可基準の詳細設計

- ・地域や住民への事前説明を含む。

論点④：託送約款の料金算定規則・変更命令基準

- ・一般送配電事業者の託送料金に照らした適正性を含む。

論点⑤：引継計画の承認基準

- ・適正な設備の譲渡又は貸与料に関する考え方を含む(一般送配電事業者の託送料金に変更される場合の取扱いにも留意。)

論点⑥：兼業規制に係る適用除外基準

論点⑦：区分会計、情報遮断等の
行為規制の適用の在り方

論点⑧：撤退時に備えた各種基準

- ・撤退しようとする場合の事業計画に関する事項(許可基準)
- ・撤退時の原状回復義務(引継計画)等

一 広域機関

論点⑨：広域機関において定めるべきルール及びシステム

- ・スイッチングシステム、計画値同時同量等

論点⑩：一般送配電事業者において定めるべきルール及びシステム

- ・周波数調整に係る責任分担、災害時・オフグリッド時の責任分担、メータリングシステムの連携等

事業者

論点⑪：参入申請、託送約款、引継計画等の各時点における事業者の申請内容、報告事項

- ・必要に応じ、電力・ガス取引監視等委員会のあっせん・仲裁の仕組みも活用。

2. 電力システムの分散化と電源投資 (1) 配電事業制度 各論点の詳細及び留意事項 (1 / 3)

資源エネルギー庁 令和3年5月19日
第11回持続可能な電力システム構築小委員会 資料3

第5回 持続可能な電力システム構築小委員会
(令和2年7月20日) 資料1

論点	詳細及び留意事項
<p>論点①：事前準備時、事業実施中、撤退時における、申請、許可等の業務フローの基本的考え方</p>	<p>配電事業制度を、令和4年4月1日に円滑に開始するため、制度開始に向けた電力・ガス取引監視等委員会における審議を含む詳細制度の検討スケジュールや、事業者の認可等に向けた審査への<u>消費者庁の関与等</u>について整理する必要がある。</p>
<p>論点②：配電事業等の分散型グリッドの導入により期待される効果と、その導入促進のための事業環境整備の在り方</p>	<p>配電事業ライセンスの制度設計に当たり、分散型グリッドの導入により期待される効果（災害時におけるレジリエンスの強化、新規事業者の参入により新技術の導入、配電網への投資促進、潮流合理化等）について改めて整理を行うとともに、その導入促進に向けた事業環境整備の在り方について検討が必要。</p>
<p>論点③：参入許可基準の詳細設計</p>	<p>事業者の参入等の審査のための、許可基準（省令）を定める必要がある。 本小委員会中間取りまとめでは、以下の整理が行われたことも踏まえ、改正電気事業法において定められた基準に照らし、その詳細について検討を行うことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「一般送配電事業者と同様の規律を課すことを基本としつつ」、「国が事業者の適格性を確認する」 ・「社会コスト（略）の増大を防ぐ観点から、収益性が高い配電エリアが切り出されることで他のエリアの収支が悪化すること（いわゆる「クリームスキミング」）が生じないことを確認する」 ・「配電事業者から個々の需要家に対し、配電網の担い手が変わることについての通知が行われることが必要である。」 ・「災害時における連絡・協力体制等（略）に変更が生じることを踏まえ、事業を開始する地域の自治体等の関係者への事前説明が丁寧になされるべきである。」
<p>論点④：託送約款の料金算定規則・変更命令基準</p>	<p>配電事業の託送料金は、改正電気事業法において「一般送配電事業者の託送供給に係る料金に比較して適切な水準」でないと認められる場合は変更を命ずることができる¹とされている。事業者が「適正な水準」を設定し、国がそれを確認するための<u>算定規則</u>や、<u>変更命令基準</u>を定める必要がある。</p> <p>また、配電事業者が災害時等にオフグリッドで供給を行う場合等、需要家への供給条件に変更が生じるのであれば、その内容に応じた約款とすることが必要ではないか。</p>

2. 電力システムの分散化と電源投資 (1) 配電事業制度 各論点の詳細及び留意事項 (2 / 3)

資源エネルギー庁 令和3年5月19日
第11回持続可能な電力システム構築小委員会 資料3

第5回 持続可能な電力システム構築小委員会
(令和2年7月20日) 資料1

論点	詳細及び留意事項
論点⑤：引継計画の承認基準	<p>引継計画の審査のための、承認基準（省令）を定める必要がある。国は、配電事業者と一般送配電事業者等により、設備の譲渡又は貸与や、維持・管理等に係る事項について「託送供給等の業務の適正かつ円滑な引継ぎを確保するために十分な」計画が、策定されているかを確認することが必要。</p> <p>また、適正な設備の譲渡又は貸与料に関する考え方（クリームスキミングの防止を含む）や、一般送配電事業者の託送料金に変更される場合の取扱い等についても、併せて整理が必要。</p> <p>さらに、一般送配電事業者等が配電事業者に設備を貸与している場合、設備の復旧に係る責任分担について、一般送配電事業者と配電事業者で事前に取り決めを行うことが必要。また、譲渡又は貸与に関わらず、復旧を進めるうえでの手順や連携等についても、事前に取り決めを行うことが必要。</p>
論点⑥：兼業規制に係る適用除外基準	<p>改正電気事業法では、配電事業者と小売事業・発電事業等との兼業は原則禁止とされ、例外となる場合を省令で規定することとされている。</p> <p>海外における配電事業者の兼業に係る規定や、多様な事業者の参入によるイノベーションの促進、災害時のレジリエンス強化を含めた需要家の利益の確保などの観点などを踏まえて、兼業が認められる場合の基準を検討する必要がある。</p>
論点⑦：区分会計、情報遮断等の行為規制の適用の在り方	<p>配電事業者が、発電事業や小売事業、電気事業以外の事業を営む場合は、配電事業の公平性の観点や、クリームスキミング等の発生を確認できるようにしておく観点から、区分会計、情報遮断等の行為規制を適用することが適当であり、その在り方について検討する必要がある。</p>
論点⑧：撤退時に備えた各種基準	<p>改正電気事業法において、配電事業の「全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない」とされている。また、廃業の許可基準としては、廃止等により「公共の利益が阻害されるおそれがない」ことを要件としていることから、国が、事業者が廃業に向けて需要家等との関係において果たすべき責務を果たし、一般送配電事業者等へ業務を円滑に引き継ぐことができ、安定供給に支障が生じないこと等を確認する仕組みとする必要がある。</p> <p>加えて、配電事業者から一般送配電事業者等に事業が円滑に引き継がれるよう、両者が共同して策定する引継計画において、撤退時の取り決めについて記載を求め、国が事前に承認する仕組みとしてはどうか。</p>

2. 電力システムの分散化と電源投資 (1) 配電事業制度 各論点の詳細及び留意事項 (3 / 3)

論点	詳細及び留意事項
<p>論点⑨：広域機関において定めるべきルール及びシステム</p>	<p>配電事業者の供給区域では、一般送配電事業者と電力広域機関が取り交わしていた多くの事項が、一般送配電事業者から配電事業者に移ることから、これに伴う広域機関におけるルール等について検討・調整を行うことが必要である。(スイッチングシステム、計画値同時同量を含む。)</p>
<p>論点⑩：一般送配電事業者において定めるべきルール及びシステム</p>	<p>配電事業者と一般送配電事業者等の間において、設備の譲渡又は貸与に限らず、電気の融通等を行うことが想定される。そのため、電力量や調整力等のやり取りについて、基本的な考え方を整理するべきではないか。</p> <p>また、設備の維持管理について、一般送配電事業者等に一部の業務を委託することが可能かについて整理が必要ではないか。(電力融通の精算単価、周波数調整に係る責任分担、メータリングシステム(検針)を含む)</p>
<p>論点⑪：参入申請、託送約款、引継計画等の各時点における事業者の申請内容、報告事項</p>	<p>参入許可基準において、国は「配電事業の計画が確実であること」等を確認する必要がある。そのため、事業計画の確実性を確認する観点から、託送供給等約款や引継計画の案などの提出を、参入申請時に求めることが必要である。</p> <p>また、現行の一般送配電事業者の託送料金制度では、超過利潤累積管理の考えのもと、毎年、公開の場において、超過利潤や、その累積額(託送原価と実績原価の乖離の状況)、効率化の実施状況等を確認している。配電事業においては、その事業特性を踏まえた上で、託送料金や貸与料等が適切に設定されているかを確認する観点から、期中の監視及びモニタリングの在り方を検討すべきではないか。</p> <p>なお、参入に当たり、一般送配電事業者との間で契約や取り決め等を行うに当たり、協議が整わないことも想定されることから、電力・ガス取引監視等委員会におけるあっせん・仲裁の仕組みについて、確認しておくことが望ましいのではないかと。</p>

論点

構築小委で御議論いただいた内容

論点①：事前準備時、事業実施中、撤退時における、申請、許可等の業務フローの基本的考え方

<検討スケジュール(案)>

本日、監視委から、託送料金の運用等に係る事項について検討結果を報告(行為規制については引き続き議論を実施予定)

令和3年夏頃 省令案、審査・処分基準案のパブリックコメント実施

秋以降「分散システム導入プラン(仮称)」骨子提示・パブリックコメントの実施

令和4年4月1日から施行

※ 制度設計に当たり、消費者団体の代表を委員とするとともに、消費者庁をオブザーバーとして議論を実施。

※ 電力広域機関や一般送配電事業者において、システム改修等の準備を実施。必要に応じて電力広域機関の規定等の見直しが必要。

<配電事業者の業務フロー>

1. 事前準備時

- 事業を営もうとする者は、自治体・需要家等への説明会等を実施
- 事業を営もうとする者は、許可申請に先立ち、電力広域機関の会員に加入する手続きを実施

2. 参入許可時

- 事業を営もうとする者は、配電事業の「参入許可申請」を行い、国は、適格性等を審査し許可
※「引継計画要旨」、「託送供給等約款の記載方針」についても確認
- 事業者は、「引継計画」の承認申請を行い、国は、審査し承認
※ 一般送配電事業者から設備の譲渡又は貸与を受けて配電事業に参入する場合は、「引継計画」の作成が必要。
- 事業者は、「託送供給等約款」の届出を行い、国は、適切であることを確認

3. 事業実施期間中

- 事業者は、電気事業法、「引継計画」、「託送供給等約款」等に従い事業を実施

4. 撤退時

- 事業者は「引継計画」、「撤退時取決書」等に従って、「撤退のための事業計画」等を策定し、撤退を申請し、国は、審査し許可

論点	構築小委で御議論いただいた内容
論点②：配電事業等の分散型グリッドの導入により期待される効果と、その導入促進のための事業環境整備の在り方	<p><配電事業等の分散型グリッドの導入により期待される効果></p> <ol style="list-style-type: none">1.供給安定性・レジリエンスの向上2.電力システムの効率化3.再エネ等の分散電源の導入促進4.地域サービスの向上 <p><「配電用の電気工作物」の定義></p> <ul style="list-style-type: none">• 「配電用の電気工作物」の定義は、「7000V以下の配電設備及びこれらの配電設備と一体で運用することが適当と考えられる送電・変電設備等」と整理。 <p><その導入促進のための事業環境整備の在り方></p> <ul style="list-style-type: none">• 「分散システム導入プラン（仮称）」の策定内容イメージ<ol style="list-style-type: none">1.分散システム導入の意義<ol style="list-style-type: none">(1) 分散システム導入への期待(2) 分散システム導入実績(3) 分散システム導入の課題と配電事業の創設2.分散システムの導入の手引き<ol style="list-style-type: none">(1) 分散システムのライセンス(2) 運営上の課題3.配電事業参入の手引き<ol style="list-style-type: none">(1) 配電事業の申請事前準備(2) 配電事業の申請（参入許可、引継計画承認、約款届出等）(3) 配電事業の運用(4) 設備の譲渡料・貸与料、委託料等の算定方法(5) 託送料金等の設定方法 等

論点	構築小委で御議論いただいた内容
論点③：参入許可基準の詳細設計	<p>＜参入許可審査基準＞</p> <ul style="list-style-type: none">配電事業者の参入許可審査基準は、基本的に一般送配電事業者の参入許可審査基準に倣う。事業者の適格性等の審査に当たり、配電事業者の参入許可審査基準のうち、配電事業者独自の審査基準として、「配電事業の計画が確実であること」について、以下を審査する。<ol style="list-style-type: none">自治体や需要家等への事前説明会や通知等が十分になされており、参入許可後事業開始までに改めて十分な説明等がなされると認められること一般送配電事業者との間で、「撤退時に備えた取決め」がなされることまた、以下の観点からも審査を行う。<ol style="list-style-type: none">一般送配電事業者への業務委託を前提として事業を開始する場合には、将来的に委託によらず自ら技術的能力を獲得していくことF I T 賦課金等の法令等で定める公益的費用を適正に支払うと認められることサイバーセキュリティ対策がなされていること災害時等の連携体制が適切であること 等配電事業の計画が確実であることや、需要家等への通知や自治体等への説明会等が十分になされていること、「撤退時に備えた取決め」がなされているなど事業計画の確実性等を判断する観点から、「託送供給等約款の記載方針」に加え、引継参入の場合は「引継計画要旨」、一般送配電事業者から設備の譲渡又は貸与を受けて事業を開始する場合以外は一般送配電事業者と協議の上、「撤退時取決書」等の提出を求めることとする。 <p>※「クリームスキミング」の防止は、「論点⑤：引継計画の承認基準」において、「引継計画」の承認基準として盛り込むこととしている。</p>

論点	構築小委で御議論いただいた内容	監視委で御議論いただいている内容
<p>論点④：託送約款の料金算定規則・変更命令基準</p>	<p>＜約款の変更命令基準＞</p> <ul style="list-style-type: none">配電事業の託送料金は、配電事業への新規参入者の創意工夫が妨げられることのないよう、固定／従量料金比率、電圧別の料金設定、災害時のバックアップやEV等のモビリティなど他の付加価値とのセット提供など、柔軟性のある料金メニューの設定が可能とされている。「託送供給等約款」の変更命令基準のうち、配電事業者の託送料金については、監視委においてご議論いただくこととした。「託送供給等約款」の変更命令基準のうち、託送料金以外の供給条件については、一般送配電事業の規定に倣うこととする。 <p>＜オフグリッド時の供給条件＞</p> <ul style="list-style-type: none">オフグリッド運用への移行時や、終了時の条件や、オフグリッド時の供給条件については、「託送供給等約款」で明示することとする。発電や需要の規模や特性、地域のニーズ等により、オフグリッド時における供給形態や料金体系等については、様々なパターンが考えられ、その事例について、「分散システム導入プラン（仮称）」で示す。	<p>以下の内容等について、御議論いただいているところ。</p> <p>＜配電事業者の託送料金が適正な水準でない判断する基準等＞</p> <ul style="list-style-type: none">以下の基準に該当していない場合 一般送配電事業者の託送料金の個別需要家ごとの単価と比べて、配電事業者の託送料金の個別需要家ごとの単価の水準が年平均±5%以内であること。 ※ 一般送配電事業者の託送料金の電圧別（特高・高圧・低圧）需要ごとの平均単価と比べて、配電事業者の託送料金の電圧別（特高・高圧・低圧）需要ごとの平均単価の水準が高い場合は、その説明が合理的と認められる場合に限るとともに、当該配電エリアの需要家に十分説明を求める。配電事業者から託送料金の届出（変更届出を含む）があった際には、配電事業者に「一般送配電事業者の託送供給等に係る料金に比較して適正な水準であることの説明書」の提出を義務付けるとともに、基準を満たしていることの算定根拠となる書類も添付させる。（国が報告徴収で確認） <p>＜配電事業の託送料金算定規則＞</p> <ul style="list-style-type: none">配電事業者は、原価を積み上げるのではなく、同一エリアの一般送配電事業者の託送料金と同程度の水準となるよう、託送料金を設定することから、原価を積み上げて算定する託送料金算定規則は定めない。

論点	構築小委で御議論いただいた内容	監視委で御議論いただいている内容
論点⑤：引継計画の承認基準	<p><「引継計画」の承認基準></p> <ul style="list-style-type: none">託送供給等の業務の適正かつ円滑な引継ぎを確保する観点から、安定供給確保やクリームスキミング防止等のために以下の項目を踏まえた承認基準とする。<ul style="list-style-type: none">➢ 託送供給等の業務の引継ぎが適正であること➢ 自治体・需要家等への説明会等が適正に実施されていること➢ 設備の維持及び運用、保安の確保のために必要な業務の引継ぎが適正であること➢ 災害時等における自治体等の関係者との連携に関する引継ぎが適正であること➢ 撤退時の設備・業務の引継ぎが適正であること（自治体・需要家等への説明等や、又貸しや再譲渡時等の対応等を含む）➢ 譲渡・貸与価格が適正に設定されていること ※ F I T 賦課金等の法令等で定める公益的費用を含む <p><譲渡料・貸与料の算定></p> <ul style="list-style-type: none">適切な貸与価格等は、託送料金期待収入から、配電設備の維持運用費用を除く形で算定し、配電設備の償却費用、上位系統費用、地域調整費用等を含む価格とすることを基本とし、詳細については、監視委においてご議論いただくこととした。事業者間精算相当費用は、基本的に上位系統費用に含まれるものと観念する。 <p><責任分担・保安></p> <ul style="list-style-type: none">「引継計画」には、保安上の責任主体や責任分担等を記載することとする。電気保安制度ワーキンググループにおいて、保安上の責任の主体について、配電事業者が一般送配電事業者等から設備の譲渡や貸与を受ける等の、所有の形態が想定されるが、その所有形態に依らず、一義的に配電事業者に課されることとされた。	<p>以下の内容等について、御議論いただいているところ。</p> <p><貸与価格等の算定></p> <ul style="list-style-type: none">貸与価格等の金額は、「配電エリアの託送料金収入（過去実績or将来見込み）」－「配電設備の維持運用費用（過去実績or将来見込み）」から算定することを基本とする。配電事業者のインセンティブ確保の観点から、前期における配電事業者の成果（効率化＋電化促進等）の一部を引き継ぐよう工夫する。引継割合については事前に協議にて合意しておくことが望ましい。配電事業者が上位系統の設備増強回避等に資する潮流合理化等の取組を進めることが重要なケースにおいては、そのインセンティブについても配慮する。（「引継計画」に記載）配電事業者から提供の依頼があった場合、一般送配電事業者はデータについて過去の実績値等を提供することをルール化。 <p><貸与価格等の見直し></p> <ul style="list-style-type: none">原則として5年毎に見直す。期中で貸与価格等を見直すことはせず、この差額は配電事業者に帰属することとする。

(参考) これまでの議論の整理 (配電事業制度⑥)

論点	構築小委で御議論いただいた内容
論点⑥：兼業規制に係る適用除外基準	<p>＜配電事業に係る兼業規制の適用除外基準＞ 配電事業に係る兼業規制の適用除外の審査基準は下記の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none">• 配電事業者及び配電事業者のグループ会社（子会社、親会社、当該親会社の子会社等をいう。）たる配電事業者の配電事業に係る供給区域における需要家数の合計が、5万軒を超えないことを原則とする。• 5万軒を超える場合であっても、その供給区域の自然的社会的条件等を勘案して兼業を認可することが電気の使用者の利益を確保するため特に必要と認められる場合は兼業を可能とする。• 一般送配電事業者のグループ会社にあつては、営もうとする配電事業の供給区域が当該一般送配電事業者の供給区域内である場合には、兼業を認めない。

論点	構築小委で御議論いただいた内容	監視委で御議論いただいている内容
論点⑦：区分会計、情報遮断等の行為規制の適用の在り方	<ul style="list-style-type: none">• 区分会計や行為規制の詳細については、監視委においてご議論いただくこととした。	<p>以下の内容等について、御議論いただいているところ。 （今後議論予定の内容も含む。）</p> <p>＜区分会計＞</p> <ul style="list-style-type: none">• 「配電部門収支計算書（当期純利益まで） 「のほか、「社内取引明細書」、「固定資産明細表」及び「インバランス収支計算書」の4つの様式の作成及び公表を義務付ける。 <p>＜行為規制＞</p> <ul style="list-style-type: none">• 今後議論予定。

論点

構築小委で御議論いただいた内容

論点⑧：撤退時に備えた各種基準

<撤退許可審査基準>

- 配電事業者の休廃止の許可に当たっては、事業者は、「引継計画（注1）」や「撤退時取決書（注2）」等と統合的な「撤退のための事業計画」を策定することとする
(注1) 事業を営もうとする者は、「引継計画要旨」又は「撤退時取決書」に「撤退時に備えた取決め」を記載する
(注2) 事業者は、具体的な設備に係る情報を得たうえで、「引継計画」に「撤退時の設備・業務の引継ぎ」について記載する
- 国は、「撤退のための事業計画」が、以下の審査基準を満たすことなどを審査し許可
 - 適正かつ円滑な撤退を行えるものであると認められること
 - 「引継計画」又は「撤退時取決書」の内容が適切に盛り込まれていること
 - 関係者等の調整等において十分な期間が考慮された計画であること
- 撤退の具体的パターンは下記の通り。
 - 配電事業の休廃止等により事業が一般送配電事業者に移る場合
配電事業者は、「引継計画」等に基づき計画的に撤退。撤退の許可の際に「撤退のための事業計画」を策定し、国は、当該内容等を審査し、撤退を許可する。
 - 配電事業の承継等により事業が別の配電事業者等に移る場合
 - 配電事業を全部承継する場合
承継を受ける配電事業者等を、国は、参入許可基準を準用した基準により審査し、承継を許可する。
 - ②-1.配電事業の一部を配電事業者に譲渡する場合
国は、譲渡者、譲受者双方の供給区域変更の審査を行い、変更を許可する。
 - ②-2.配電事業の一部を配電事業を営もうとする者に譲渡する場合
国は、譲渡者の供給区域変更の審査を行い、また、配電事業を営もうとする者に参入許可の審査を行い、参入を許可する。

<又貸しと再譲渡>

- 一般送配電事業者から貸与された設備の又貸しは、貸借人の地位の移転により賃借関係を整理することで認める。
- 一般送配電事業者から譲渡された設備の再譲渡は、一度、一般送配電事業者に返却（譲渡）した後、に再譲渡することとする。

論点	構築小委で御議論いただいた内容
論点⑨：広域機関において定めるべきルール及びシステム	<p>主に広域機関のルール等で定める等の対応が必要な事項。</p> <p>＜供給計画＞</p> <ul style="list-style-type: none">配電事業者が策定する「供給計画」(注1)には、一般送配電事業者と同様の項目を求めつつ、少なくとも以下の事項を盛り込む。<ul style="list-style-type: none">➤ 配電事業エリア内の需要想定及び供給力見通し➤ 配電線路等の整備計画 (使用電圧が6 kV以上の電線路、又は最上位電圧の電線路)➤ 電源計画 (BG分の供給、調整力確保) <p>(注1) 配電事業者は配電事業エリアの供給計画を作成・届出、一般送配電事業者は、配電事業エリアも含めたエリア全体の「供給計画」を作成・届出することとする。</p> <p>(注2) 供給力見通しの把握に必要な情報については、電力広域機関が一般送配電事業者に対して行っているものと同様に、一般送配電事業者が配電事業者に提供することとする。</p> <p>＜系統アクセス業務＞</p> <ul style="list-style-type: none">接続に関する申込があった場合は、配電事業者が、①自らのエリア内の接続検討を行うとともに、②上位系統を維持・管理している一般送配電事業者に接続検討の申込み等を依頼し、③その結果を、連系希望者に対して回答することを基本とする。当面、この業務については一般送配電事業者に委託することも考えられる。配電事業者が自エリア内の需要の増減等に応じて、配電系統の増強や更新、系統運用の高度化に伴う設備の合理化 (ダウンサイジング) を行う際は、一般送配電事業者に事前に通知が必要。 <p>＜需給計画＞</p> <ul style="list-style-type: none">配電事業者も、需給計画を電力広域機関に提出することを基本とし、当面は、想定需要とバックアップ電源のリストを提出するなど、簡易的な手法について、電力広域機関において検討することとする。配電事業者から提出されるこれらの計画を受け付けるシステムが必要となるが、これらについては、需給管理・周波数調整業務と共に、中長期的に課題の整理が必要。 <p>＜作業停止調整＞</p> <ul style="list-style-type: none">配電事業者は、一般送配電事業者の作業停止調整のプロセスに基づきメンテナンスを行うことが基本。このため、設備の停止手順等について、相互の意思疎通を確実に担保するため、手続や手順の詳細を具体化していくことが必要。

論点	構築小委で御議論いただいた内容
論点⑩：一般送配電事業者において定めるべきルール及びシステム	<p>主に一般送配電事業者と配電事業者の間の契約等により対応が必要な事項。 ※ ただし、これらは本来、配電事業者が行うべき業務となる。</p> <p><系統管理></p> <ul style="list-style-type: none">• 系統管理業務については、一般送配電事業者に委託することを基本とする。一般送配電事業者の系統管理に支障を来さないよう、その業務範囲等について合意している場合等については、配電事業者が自ら行うことを妨げない。 <p><需給管理・周波数調整></p> <ul style="list-style-type: none">• 配電事業エリアと一般送配電事業エリアの間では、平時には一定の潮流が存在し、両者が同期していることが基本と考えられ、需給管理や周波数調整業務については、より大きなエリアで調整することが合理的な場合もあると考えられることから、当面の間、これらの業務については、一般送配電事業者に委託することが考えられる。また、需給管理業務は、非常用に確保しているバックアップ電源のリストを提出する等の簡易的な形で行うことを可能とする。また、中長期的に課題の整理を行っていくこととする。 <p><FIT関連業務></p> <ul style="list-style-type: none">• 電力広域機関や他事業者のシステム対応や配電事業エリアで独立したBG組成等が必要であることから、当面の間、一般送配電事業者に委託することが考えられる。また、中長期的に課題の整理を行っていくこととする。 <p><スイッチング関連業務></p> <ul style="list-style-type: none">• 小売電気事業者等の業務やシステムへの影響等、様々な課題が考えられるため、当面の間、一般送配電事業者に委託することが考えられる。• 小売電気事業者が需要家の供給地点が配電事業エリアに属するか否か照会できる仕組みが必要であるが、当面の間においては、一般送配電事業者に対象地点が配電事業エリアに属するか否かを確認することとする。

論点	構築小委で御議論いただいた内容
論点⑩：一般送配電事業者において定めるべきルール及びシステム (続き)	<p>主に一般送配電事業者と配電事業者の間の契約等により対応が必要な事項。(続き)</p> <p><精算・検針業務></p> <ul style="list-style-type: none">配電事業者は、税務を除く清算実務や、検針、計量値データ管理業務を一般送配電事業者に委託することが可能。一般送配電事業者は、正当な理由がない限り、この協議に応じなければならない。料金精算等業務を一般送配電事業者に委託する場合に、一般送配電事業者側に追加的に発生する費用 (人件費、システム改修費等) については、委託費等により配電事業者が負担することが適当である。配電事業者が検針業務を行い、自ら小売電気事業者等に30分電力量等を提供する場合、小売電気事業者等への影響に配慮する必要がある。 <p><混雑管理への配電事業者による貢献></p> <ul style="list-style-type: none">配電事業者が、新規の電源に対する出力制御等による混雑管理等を行う場合、混雑管理の手段・方法、一般送配電事業者の系統増強の考え方等について、両者間で予め合意が必要。
(論点⑨、⑩関連) : 小売電気事業者において行うべき対応	<p><小売電気事業者の業務></p> <ul style="list-style-type: none">小売電気事業者が、配電事業者の供給区域内の需要家に、託送供給料金相当支払金額を簡便に周知する方法の例として、請求書や領収書等において、一般送配電事業者の託送供給料金相当支払金額を記載しつつ、注釈等により、託送料金単価が異なる配電事業の供給区域や当該配電事業者の託送料金単価が分かるWebサイトのURL等を記載する方法がある。

論点	構築小委で御議論いただいた内容	監視委で御議論いただいている内容
<p>論点⑪：参入申請、託送約款、引継計画等の各時点における事業者の申請内容、報告事項</p>	<p><参入の許可申請></p> <ul style="list-style-type: none">配電事業者の許可申請書類は、基本的に一般送配電事業者の許可申請書類に倣う。参入許可時の申請書類のイメージは下記の通り。 「事業計画書(注)」、「配電事業遂行体制説明書」、「引継計画要旨」、「託送供給等約款の記載方針」、「撤退時取決書」、「事業収支見積書」、「送配電関係一覧図」、「主たる技術者の履歴書」、「撤退時取決書」等 <p>(注) 配電事業の「事業計画書」等は、一般送配電事業者と送電事業者の様式に倣いつつ、工事の計画の他、一般送配電事業者等から貸与・譲渡される設備の概要を記載する項目を追加するなどの変更を行うこととする。</p> <p><託送供給等約款の届出></p> <ul style="list-style-type: none">「託送供給等約款」を届出ることとする。 <p><引継計画の承認申請></p> <ul style="list-style-type: none">「引継計画」への記載事項のイメージは下記の通り。 自治体・需要家等への説明会等の実績、設備の維持・運用に係る情報、保安上の責任主体や責任分担、災害時等における自治体等の関係者との連携に係る情報、対象設備を譲渡又は貸与する場合の価格等・算定期間 等 <p><期中のモニタリング></p> <ul style="list-style-type: none">配電事業者に、国への財務諸表の提出や、配電部門の「収支計算書」の公表を求めることとする。一般送配電事業者は、配電事業者によって、「引継計画」等に則り、適切に設備の維持運用がなされているかを確認することとする。 <p>※ 設備保全が不適切である場合に備えて、「引継計画」において「保証金」を設定し、必要額を積み立ておくことが有効。保証金の充当による保全を行った場合には、減少した分の積み増しを行うこととし、積み増しを行えないときには撤退の申請を行う旨を「引継計画」に記載することとする。</p>	<p>以下の内容等について、御議論いただいているところ。</p> <p><「託送供給等約款」の届出時の提出書類></p> <ul style="list-style-type: none">配電事業者に「一般送配電事業者の託送供給等に係る料金に比較して適正な水準であることの説明書」の提出を義務付けることとする。 <p><あっせん・仲裁></p> <ul style="list-style-type: none">譲渡価格、貸与価格の設定に当たり、必要に応じて、監視委のあっせん・仲裁の仕組み等を活用することも考えられる。

※配電事業制度の法令の整理に伴い、一般送配電事業者等に関連する条文の技術的修正も行う。